

「バリアフリー改修工事」に伴う家屋の固定資産税の減額措置

一定の要件を満たす「バリアフリー改修工事」を行った場合、その家屋にかかる翌年度分(1年度分のみ)の固定資産税額を1戸あたり100㎡分を限度に3分の1減額します(1戸について1回限り)。

1. 家屋の要件

新築された日から10年以上を経過した家屋(賃貸住宅は除きます。)

2. 対象となる工事完了日

令和4年3月31日まで
(1月1日までは翌年度、1月2日以降は翌々年度に減額適用されます。)

3. 居住者の要件

次のいずれかに該当する方が居住している住宅

- ①65歳以上の方 ②要介護認定または要支援認定を受けている方 ③障がい者の方

4. 工事の要件

次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円以上のもの。

- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良
④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消
⑦引き戸への取替え ⑧床表面の滑り止め

5. 面積の要件

- ①併用住宅の場合、床面積1/2以上が居住用であること。
②改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

6. 手続き方法

次の書類の準備をお願いします。なお申告期限は改修工事の完了日から3か月以内となっています。

- ①申告書(本庁、各支所窓口および市ホームページにあります。)
②納税義務者の住民票の写し
③改修工事明細書(工事の内容および費用が確認できるものに限る。)
④工事箇所を撮影した写真
⑤改修費用の領収書の写し
⑥補助金等の金額が確認できるものの写し(補助金等がある場合)
⑦居住者の要件が確認できるもの
(65歳以上の方:住民票の写し、要介護認定または要支援認定を受けている方:介護保険被保険者証の写し、障がい者の方:障がい者手帳の写しのいずれかを添付)

7. その他

上記の他に「耐震改修工事」および「省エネ改修工事」による固定資産税の減額措置があります。詳細については、下記までお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。